

第二表 夫の職業別による結婚式日と婚姻届出日との

平均間隔

| | |
|---------|--------|
| 自由業者 | 九・一〇月 |
| 中小商工業者 | 一一・一二月 |
| 俸給生活者 | 六・八二月 |
| 工場労務者 | 一一・〇七月 |
| 交通労務者 | 九・三九月 |
| 日傭 | 一四・〇七月 |
| 其ノ他ノ労務者 | 一三・三〇月 |

第二表でみると、俸給生活者の六・八二月が最も短かく、これに次いで自由業者の九・一〇月、交通労務者の九・三九月が短かい。これに反して日傭の一四・〇七月、其の他の労務者の一三・三〇月が最も長い。これによつてみると、結婚式より婚姻届出の時間的間隔は、平均的にいつて、教育程度の高き職業層ほど短かく、労務者としても教育程度の最も低いと思はれる日傭において最も長い。

解題餘談

人口政策といへば西洋では先づ墮胎の禁壓、それから多分に懲罰的意味をもつた獨身税や結婚資金の貸付、或は種々の出産賞與金の交付制度といったやうなものが特に印象的で、人口増強に腐心する各國にして何らかの形でこれらの方策を試みないものはないといつてよいが、併しこの種の禁止懲罰的立法や一時的な助成金貸與の方策には弊害はないとしてもその效果には限度があり、現下の人口増強政策の中心的方策とするに足りない。いひかへれば近代文明國の凡てが一様に當面してゐる出産減退といふ國際的現象はそのやうな刺戟は強いが一時的で且つ外面向けの方策を以ては救済し難いほどその根を更に深いところにもつてゐるといふこともできよう。

獨逸に於ける児童扶助金制度の改正と最近各國の強制家族手當制度の概観

本多龍雄

前稿「ナチス民族人口政策摘要」中多子家族への児童扶助金交付の制度に關する

獨逸に於ける児童扶助金制度の改正と最近各國の強制家族手當制度の概観

紹介で、本年年首以降に極めて劃期的な改正が行はれてゐたことを資料の缺號の爲に迂闊にも見落して了つたので、前稿補完の意味を兼ねて右改正の概要を紹介し、併せて最近各國の強制家族手當制度の概観的紹介を試みることとする。

る匡正を伴はない單なる精神運動はたゞさへ社會性を游離した近代人の自意識をいよくけはしくするばかりだし、萬全の厚生施設もそれだけでは古い慈善事業的臭味を拭ひ去るに由ない。人口政策的諸方策の中心はどこまでも全國民の一見何の變哲もない日常生活の日常的組織の中に組み込まれた人口政策的考慮の中にこそあるべきもので、さういふものこそまさしく現下の人口問題が要請する根本方策でなければなるまい。「家庭」といふ言葉の少くとも背理とならない程度な住宅に住めるやうにしてやることもその一つだし、「家族」といふものが社會生活にとつての負擔ではなく、寧ろ最善の保障であるやうな萬般の社會的配慮が行はれば更によい。廣く家族負擔均衡政策とよばれるところの諸方策が現在各國の人口政策體系中に占めてゐる中心的な役割りも亦そこにあるといふことができると思ふ。

確かに個人を本位とした今日の經濟社會は各人の提供する勞働に應じて報酬はするが、當人が一家の扶養者たる責任をその責任の多少に應じて顧みる餘地はない。それは人間が家族と共に生活する具體的な實在として生存することを原則的には拒否するもので、生活の爲の出產制限といふ考へがかかる近代社會が育成する近代人の意識にとつて最も合理的且つ道徳的な結論として出てくることは當然の結果といつてよい。さりとて所謂「必要に應ずる報酬」の思想が一派の論者の夢に過ぎないとすれば、そこに何らかの修正が要請されねばならぬ。強制家族手當制度なるものが最近各國人口政策中の主要な一方策として再吟味せらるゝに到つた所以といつてよいが、併し家族手當制度なるものの本來の起源は勿論必ずしもかやうな人口政策的考慮から出發したものではない。私經營の發意に基いて特に前大戰中に發達したこの制度は戰時の高利潤と物價騰貴に對する最も適切且つ打算的な賃金政策として寧ろ資本家の側から採用されたものであつた。併し切

迫した人口政策的配慮の登場は爲政者をしてこの古き革製の中へ新しい酒を盛ることを餘儀なくしたといつてよく、今日の強制家族手當制度に於ける手當とはもはや賃金の一部と考ふべきものでないは勿論、更に進んでは所謂賃金なるものとの關係をあらゆる意味で完全に離脱して了つてゐる場合さへある。といふのはベルギーやフランスの現行制度の中にも見られるごとく、家族手當制度の全國民的規模への擴充は非給料生活者をもその範圍に包容するに到つてゐるからで、各人の社會的義務の履行に對する社會的給與たる意義は茲に於いて最も顯著である。もと雇傭主の損害保障の爲に考案された家族手當制度に特有の平準金庫の制度も茲に於いては全國民の職業的並に國民的連帶觀念の微表たる意義を帶び、家族手當は最早全く勞働報酬たる意味を棄てて、全く人口政策的要請に基く國民所得の再分配たる意義を擔ふに到つたといへよう。

尤もその他の諸國に見る同種制度はその施行範圍の廣狭、經費分擔者の相異等により種々の趣きを示してをり、例へば最近までの伊太利の制度に見る如き勞働者及び使用人のみを對象とし、その經費の支辨を雇主と被傭者との釀金より貯つてゐたものの如きに於いては一種の社會保險たる傾向を多分に示してゐるが、この伊太利は昨一九四〇年の再度の改正により被傭者の負擔を全廢するに到り、同國の家族手當制度は寧ろ純粹な賃金政策として徹底するに到つた。とはいへ家族手當制度の發達期に見た如き資本家的打算の制度と同一視すべきではないは勿論で、その根本精神はいふ迄もなく人口政策といふ國策的要請の中に求むべきだ。孰れにもせよ現在の強制家族手當制度の目的が人口政策的考慮から出發する國民所得の再分配に對應するところの獨特の制度として擔つてゐる役割りも亦そこに求むべき

であらうと思ふ。

獨逸の児童扶助金制度の特色は國家の支給するところの扶助金たる點にあり、之に伴ひその経費の捻出を所得税制の人口政策的改善に求めて陰陽表裏一貫した家族負擔均衡の組織たることをねらつてゐる所にあるといつてよい。たゞ本制度は、國家能力を總動員しての新獨逸の强行建設といふ大事業の好例の一サンプルと見てもよい位、僅かの財源を得てはその一部を擴充し、制度の擴充の爲に更に新財源の捻出をはかるといつた極めて糾餘を經た經過をとつて強引に擴大充實されて來たもので、そのことは前稿「ナチス民族人口政策摘要」中の極めて散文的な本制度沿革の紹介の中にも窺はれやうと思ふ。財源の一部といふよりも寧ろ過半分を失業保険の掛金に借り、之に應じて又本扶助金の支給規定が特に失業保険加入義務ある職業集團に篤くされてゐたことなども本制度の强行擴充の跡を語るに足るもので、その爲に制度そのものとしての統一を缺くことは僅少でなかつた。たゞかゝる糾餘曲折の擴充過程を一貫して本扶助金制度を全國民的な組織にまで展開しようとする努力はその再三の改正の跡を通じ明かに觀取せられるところで、一九三五年の『多子家族への児童扶助金交付令』は單に該當子女四人以上の多子家族に對する一時金交付の制度を設けたに過ぎなかつたが、翌三六年には主として給料生活者に限り該當子女五人以上の多子家族に對し第五子以降の每一子に付き毎月金一〇マルクの「繼續的児童扶助金」交付の制度を制定し、該當児童數約三十萬人をその恩典に浴せしめた。更に翌三七年には右制度を給料生活者のみならず農民、手工業者等の小獨立營業者をも含む國民的制度に擴大すると共に、該當資格の一要件たる所得及び財産の最高限の引上げを行ひ、該當児童數約五十萬に及んだのを、更に翌三八年の改正は所得最高限の再度の大引上げ（年收八千マルクま

獨逸に於ける児童扶助金制度の改正と最近各國の強制家族手當制度の概観

で）により概ね全給料生活者群を包括すると共に、別に「擴張されたる繼續的児童扶助金」制度の制定により給料生活者に限り該當子女三人以上の家族の第三子以降に對する同様各子に付き毎月金一〇マルクの別途扶助金交付の途を並立せしめ、兩扶助金を併給せらるゝ者の場合に於ては第五子以降金二〇マルクとなる累進扶助の實をとるに到つた。その他細部の改正規定をも加へて、右三八年の改正による該當児童數は約二百萬人に及び、獨逸に於ける所謂「多子家族」の子女を概ね漏れなく包括するに到つたものであるが、上述本制度施行財源の二重性は本制度に職業集團別の厚薄を餘儀なくし、また所得及び財產上の制限は本制度を猶ほ名實共に全國民的なものと稱する爲には一瑕瑾であつたともいへよう。殊に一九三九年七月制定を見、昨四〇年より實施せられた『フランス家族法典』の法制的完備と全國民的包容性とに對照して特にその感を深くするものがあつたが、右『フランス家族法典』に對し丁度一年を遅れて實施を見たことになる獨逸児童扶助金制度最近の改正は法制的にもフランスの家族手當制度と好対照をする獨特の獨逸式方式を以てその面目を更に一新するに到つたとしてよい。即ち一昨四〇年十二月九日に公布をみ本年一月一日以降實施をみた『児童扶助金令』は、從來の「繼續的児童扶助金」及び「擴張されたる繼續的児童扶助金」の一本建てを廢止の上、更めて所得及び職業上の制限も差別もない全國民的な児童扶助金一本建ての建前をとり、新制度による該當児童數は獨逸全國で約五百萬人に及ぶといふ劃期的な擴充策が實現せらるゝに到つた。獨逸に於ける児童扶助金制度は之によりその本來の目標に對し決定的な一步を近づけるに到つたといつてよく、以下特にかかる改正の趣旨を中心として新制度内容の概略を紹介し、併せて各國最近の強制家族手當制度の諸類型との比較對照を試みることとする。

獨逸に於ける児童扶助金制度の改正

新「児童扶助金」制度の概要

新改正規定による「児童扶助金」は「無條件的ノ所得稅納付義務ヲモツ世帶ノ長」、即ち獨逸國內に定住する世帶の長「ニシテ、右世帶ノ長ガ獨逸國所屬員(Deutscher Staatsangehöriger)又ハ獨逸民族所屬者(Deutscher Volksgesetzgehöriger)ナルトキ、其者ノ世帶ニ屬スル未丁年子女ノ第三子以降ニ對シ」一子に付き毎月金一〇・マルクづつの金額に於て國家が交付するところの扶助金で、從來の如く所得及び財產上の制限もなければ、又「獨立」及び

「從屬的勞働」の差別による扶助の厚薄もない。その點完全な全國民的制度となつたわけで、從來の制度に見た如き政治的乃至優生學的理由に基く扶助金交付の禁止も、廢棄されたわけではないが併し扶助金交付の必須前提として表面に掲げらるゝことがない。即ち扶助金は稅務局に對する申告により、上掲一般的前提を充足する限り、稅務局より直接交付せられるもので、たゞ稅務局は爾後に初めて右申告を下級行政官廳に回付するものとし、右下級行政官廳が保健局及び黨の管區機關と協議の上扶助金交付に反

對する場合に扶助金交付は初めて停止せられることになるといふ制度上極めて傍系的な事項になつたことになる。その際交付済みの扶助金は返済に及ばないことになつてゐる。

尙、右一般的前提にいふ子女とは世帶の長の子孫、繼子女、養子女、養育子女及び之ら子女の子孫にして獨逸或は之と同種血統の者をいひ、右子女が世帶の長の世帶に屬するといふ規定は學習中にして世帶の外に在る場合を妨げない。

又、特に左に掲ぐる如き場合に該當する者に對しては本扶助金は該當第一子より支給せられる。即ち

一、世帶の長の生業能力が八五%に低下してゐる者の場合、又は之に應する手當を支給せられてゐる者の場合

二、世帶の長が一人身の婦人の場合、又は子女がかかる婦人の子である場合若しくは孤兒の場合

特に未婚婦人の子供に對する扶助金交付はその父が知られてゐることを條件とし、又、右一人身の婦人の結婚が結婚に伴ふ右特典の廢棄によつて障害せられる場合には特別の補助規定を利用することが可能のことになつてゐる。

獨逸國所屬員又は獨逸民族所屬者たるべしとの前提について特記すべき例外規定は伊太利人その他、外國人にも本扶助金交付の途を拓いてゐることで、特に伊太利人については獨伊兩國間の相互協定により之を全く獨逸人と同等に待遇することとしてをり、その他の民族所屬者についても下級行政官廳及び管區黨機關の同意があれば本扶助金は例外的に交付せられる。但しこの場合は手續上稅務局は扶助金交付に先立つて右機關の同意を得ねばならない。

新制度の劃期的意義

今次の改正により児童扶助金制度が名實共に全國民的規模へ擴充せらるゝに到つたことは以上によつて明かであるが、特に給料生活者を除く一般國民にとつては該當範圍は舊の第五子以降から第三子以降に擴大されたわけであり、特にその該當年齢規定が舊の十六歳未満から未丁年(即ち二十歳未満)へと引き上げられたと合せて該當範圍は極めて廣くなつたことになる。その他所得及び財產上の制限完廢と合せて、該當兒童數が獨逸

全國で約五百萬に達するに到つたことは上述の如くであるが、家族數にすると二百萬を超え、支給の手當額は毎月約五千萬マルクに及ぶこととなる。扶助金の交付が凡て毎月(特に希望者には年四回)振替郵便を以て行はれることになつたのもかかる擴充に伴ふ技術的新案として面白い。

官吏の児童手當(同じく一九四一年年首以降從來の累進支給を改めて第

一子以降各子月二〇マルクとなる)が本扶助金の取得を妨げないこととな

つたのも本扶助金制度の全國民的意義を語るものであるが、之と共に本制度の名稱が舊來の「多子家族への児童扶助金」なる呼び方を改めて單に「児童扶助金」と呼ぶるゝに到つたことも注意すべきで、それは同時に本制度が將來は第一子以降からの扶助金交付にまで進むことを暗示するものといつてよい。既に大藏次官ラインハルトは今次動亂の終戻後には第一子及び第二子に對しても「家賃支拂證券」の形式を以て児童扶助金を交付するに到るべきことを公約してをり、今次動亂下にあつても着着として準備されるべき戦後の住宅建設に關する大計畫と即應して獨逸の児童扶助金制度はいよいよ完璧の域に近づくことが期待せられる。

特に今次の改正制度が今後の目標への決定的なる一步として注目すべき點は、行政技術的に所得稅制と極めて緊密なる聯關係有つに到つたことで、扶助金の被交付者は多子の兩親ではなく、無條件的所得稅納付義務者として獨逸國內に定住するところの世帶の長(Haushaltsvorstand)とされ、該當子女の年齢制限も亦所得稅制の規定と合致せらるゝに到つたことである。その他本扶助金の交付に對する申告權は之を他人に譲渡し得ず又

差押へらるゝこともないといふ從來の規定に對し、滯納家賃に關する場合

の舊例外規定を廢棄せる代りに、國稅の徵收に關する場合に限り差引き勘定を爲すことを得ることとした如きにも之を見る事ができ、本児童扶助

金制度が將來所得稅制中に合體せられ、児童控除と扶助金交付との表裏一體をなす體系が完成されるのではないかと想像せしめるものがある。孰れにもせよ獨逸の児童扶助金制度は家族負擔均衡政策の一環としてフランス式の家族手當制度とは好対照をなす一方式たることをいよいよ明確にしたものといつてよいと思ふ。

手當減額者に對する賠償

右の如き制度の一元的統一に伴ひ廻むを得ざる多少の利害摩擦は免かれ難いところで、右改正の結果却つて手當額の減少した者は從來兩種の扶助金を併給せられてゐた失業保險加入の義務ある特定職業集團者で、第五子以降二〇マルクの手當は一律に一〇マルクに低下したことになる。さりとて新制度もその財源をなほ失業保險掛金の一部に借りてをり、今次の改正による經費増加額は所得稅收入の方に重く負擔せしめられてゐるとはいへ、全額國費支辨の域にはなほ遠いので負擔の偏重は否定し難い。特に累進手當の廢止による損失は、勿論長期に亘つては該當子女年齢の引上げ等により結局は補填せられるものであるとはいへ、差し當つての收入減は免がれ難い。そこで今次の改正に際しては右の如き既得權を喪失する者に對し右損失額の十八倍に相當する一時的賠償金が今一九四一年中に四回に分けて支給されることとなつてゐる。

最近各國の強制家族手當制度の概觀

制度の沿革

は上述の如く前大戦當時の現實的必要からで、フランスでは既に大戦中に、ベルギーでは大戦後に同業者間の乃至は地域的の平準金庫の成立を見、この兩國に於いては私經營下にいよいよその發達を見た。

併し特に強制家族手當制度の起源となすべきものは一九二六年立法のニュージーランドと翌二七年立法のニード・サウス・ウェールズとで、前者は一九三八年、後者は一九三四四年一部改正を見てゐるが、右兩者に共通な特徴は所得上の制限を設けて特に低收入の家族に對し之を適用してゐることで、且つ法定最低賃金制度と制度の上で聯繫のある點も注意を惹く。また施行經費は現在凡て國家の負擔となつてゐることも兩者に共通である。

が現在各國の強制家族手當制度に大きな影響を與へたものはベルギーとフランスとに於けるその發達で、ベルギーでは一九三〇年八月の立法により私經營下に發達せる制度の強制化を實現し、工・商・農その他の企業の全給料取得者及び自由職業の被傭者を包括した。全國的な平準基金の制度の制定にも亦先鞭をつけたが、一九三七年六月の立法は更に職人・獨立勤労者・農夫・卸及び小賣商人・雇傭主及び自由職業者等にも適用するに到り、家庭手當制度の給料・生活者以外への擴張も亦ベルギーの先鞭するところといつてよい。フランスはベルギーに遅れること二年の一九三二年五月の立法により之も舊來の私的發達をとげてゐた諸制度をそのまゝ認可することにより之を強制的なものとした。ベルギーの如く同時に全國的な平準基金の制度を設定するには到らなかつたが、その後一九三八年には制度の中央化と一般化との爲に大改革が行はれた。續いて一昨一九三九年七月二十九日の大統領命令(『フランス國の家族及び出生率に關する命令』)は所謂『家族法典』として人口政策的立法の法制的體系を完備したものであるが、特に家族手當制度はその中心内容として全國民的規模にまで擴充せらるゝに到

つた。即ち職業及び生活程度の如何を問はず生業に携はる全國民をその對象としたもので、官公吏等をも同一制度の下に同一手當率を以て統一し不平等の批難を排することを企ててゐる。(尤も本法典施行の後も從來の既得権はそのまま承認せられてゐる。)

最近に急速且つ特異な發達をしたのはイタリーで、初め週四十時間労働制の採用を機縁として(即ち労働時間短縮に伴ふ家族扶養者の收入減を補充する目的を以て)一九三四年十一月工業主及び工業労働者の兩ファシスト組合間に取り結ばれた共同契約をその出發點とし、一九三六年八月二日の勅令による右制度の強制化を同國強制家族手當制度の起源とする。内容的にも労働時間問題とは無關係のものとなつた。この伊太利の制度は家族手當制度に雇主と共に労働者自身の醸金をも必要とした最初の制度であつて家族手當制度の社會保険的傾向として特異なものである。翌三七年六月には更に工・商・農・銀行及び保険業の全被傭者に對しても強制せられることとなり、右職業集團別に四種の平準基金が設定せられた。(その後自由業及び藝術家の被傭者にも共同契約による家族手當制度が制定せられてゐる。)が一九四〇年初めには工・商・農に於ける家族手當の經費負擔義務を銀行及び保険業の場合に於ける如く凡て雇傭主の側に求める共同契約の成立をみ、同年八月六日には之を法律的にも追認するに到つた。被傭者自身の醸金制度により獨特の制度を創始した同國の家族手當制度は之により寧ろ純粹な賃金政策として徹底せらるゝこととなつたといへよう。同じく右四〇年八月の法律は各職業部門別の四種の金庫の外更に統合的な中央平準金庫制度の制定その他種々の改正を行つてゐる。國家機關及び公共營造物の被傭者にしてその俸給に猶ほ家族考慮の行はれ居らざる者に對し家族手當制度を適用せることもその一つで、之により全伊太利の被傭者は概ね家族手當の恩恵に浴するに到つたといつてよい。

その外最近に強制家族手當制度を採用せるものにはチリ（一九三七年五月立法）、スペイン（一九三八年七月八日立法）及びハンガリー（一九三八年十二月二日立法）の諸國がある。チリは私經營及半官事業の被傭者を対象とし、伊太利の舊制度に似た雇傭主・被傭者の共同醸金制をとつてをり、スペインの制度も之に似てゐる。即ち社會保險的色彩が強い。ハンガリーの制度は工・礦・商の労働者のみを対象とし、雇主のみの醸金制度によつてゐる。

類型的考察

各國現行の制度により最近各國に於ける強制家族手當制度に見られる各種の類型について多少の考察を試みることとする。

(1) 全國民的組織に集大成せるフランス

その規模の全國民的なる點に於て、また各種の事情に應じた細部の配慮に於いて最も完全した制度と考ふべきものはフランスで、特に人口政策的考慮は效に於いて最も強力且つ闡明である。

『フランス家族法典』の内容については既に本誌第一卷第一號に紹介があるが、同法典所定の家族手當制度の適用範囲は職業及び地位の如何を問はず生業を營む凡ての國民で、右の者二人以上の子女を扶養する場合に家族手當は支給せられる。手當支給期間は義務教育修了年齢（即ち十四歳）以下の場合（但し當該子女が學業を繼續し又は徒弟奉公をなす場合、乃至は病弱の故に生業不能の者なる場合には十七歳以下となる）。特に第一子に對しては家族手當制度とは別に「第一子の出産に對する賞與金」交付の制度があり、又、生業をき家庭にして子女養育の資なき者については別途の「家族補助金」交付の制度あり、共に『家族法典』中に定めらるゝところである。

獨逸に於ける兒童扶助金制度の改正と最近各國の強制家族手當制度の概観

手當額は第二子に對しては本法典所定の手續により定めらるゝ各縣別の月平均給料（都鄙の別により二種を定む）の一〇%、第三子以降には二〇%を以て法定最低率とする。（若法定最低率は同時に家族手當平準金庫の相互清算乃至は特定の収入の基礎となるものである。）第三子を以て手當を累加することがフランスは第三子の出生を望むとする國家的要望を織込んだものであるはいふ迄もなく、第一子を家族手當の対象から除外して別途の出產賞與金制度とし結婚舉式後二ヶ年以内の出生といふ條件をつけて早期初産の獎勵の意味をもたせてゐることと合せて人口政策的配慮の跡は極めて明瞭である。その他第二子以降に於いても出産による一時金を必要とするときは家長はその兒の扶養の爲に特に必要な旨を立證することにより、その兒の出生後一ヶ年分の手當額（詳しく述べて死後喪葬費を元本に換算したる）を一時金として即時入手し得る規定もあり、フランス家族手當制度の行き届いた細心さを示してゐる。なほ本制度所定の手當額は子女扶養の爲の實際の必要經費に極めて近いものであるといはれてゐる。又、特に都市（二千人以上の集中）に住む給料取得者の家族で扶養すべき子女一人以上を有するが、同法典所定の家族手當制度の適用範囲は職業及び地位の如何を問はず生業を營む凡ての國民で、右の者二人以上の子女を扶養する場合に家族手當は支給せられる。手當支給期間は義務教育修了年齢（即ち十四歳）以下の場合（但し當該子女が學業を繼續し又は徒弟奉公をなす場合、乃至は病弱の故に生業不能の者なる場合には十七歳以下となる）。特に第一子に對しては家族手當制度とは別に「第一子の出産に對する賞與金」交付の制度があり、又、生業をき家庭にして子女養育の資なき者については別途の「家族補助金」交付の制度あり、共に『家族法典』中に定めらるゝところである。

施行經費の調達運用については官公吏の場合を除き商工業、農業等の職業集團別の平準金庫 Caisse de compensation の制度により、且つ孰れも全國的な再平準 Surecompensation の金庫をもつてゐる。但し特に農業者と給

料取得者を使用せざる獨立營業者の一派とに對しては其の經費の三分の二を國家に於て負擔することになつており、國家はかかる經費を、本法典所定のその他の人口政策的經費と合せて、獨身者及び無子者に對し賦課せらるる「家族負擔平準稅」*Taxe de compensation familiale*。その他相續稅制の改正等、稅制度の人口政策的改革によつて捻出するといふ仕組みになつてゐる。國家補助の割合の特に多いのもフランス家族手當制度の人口政策的使命を語るものとしてよ。

右の如き平準金庫制度による經費の調辨を實際の經費負擔者の側から見ると、給料生活者には分擔金支出の義務なく、凡てその雇傭主によつて醵金せられる。従つて雇傭主はその被傭者の爲に醵金するのみならず、また自分自身の爲にも醵金するわけで、二重の義務を以て同一の金庫に加入してゐることになる。農業經營者及び農村手工業者の場合に於いても事情は同一だが、但し之に於いては上述の如く國家が法定最低率に基く手當支給經費の三分の二を負擔する。醵金能力の實際問題と併せて農村保護の方策を示すものであるはいふ迄もない。國家による經費分擔の事情は特に被傭者を有たざる商工業者及び自由職業者(即ち獨立勤勞者)に對しても亦同じ。官公吏その他公共團體の施設事業の職員については當然全額國家又は公共團體の負擔となる。

右フランスの家族手當制度は制度として最も大規模なものであるだけ

既に家族手當制度なるものの各種の方式を包括してゐるといつてもよく、雇傭主がその被傭者に直接支拂ふ一種の賃金外の賃金たる家族手當なるもの起源的形式をも或る意味では一部に残しながら、而かも之を全然別種な全國民的連帶による家族負擔の清算といふ大組織の中へ完全に解消してしまつてゐるといつてよい。そしてその全組織を貫く指導精神はあくまでも

人口政策的たるところにあらう。ベルギーの制度もかゝるフランス型制度の一例と見てよいものである。

(2) 家族手當制度の社會保險化的傾向

反之、家族手當制度に受益者自身の醵金制を加へることによつて、家族手當なるものの起源的型態とは全く異質的な要素を導入し、一種の社會保險的意味を示すものに最近改正前のイタリーの制度、現在はスペイン及びチリ等に見る制度を擧げることができる。適用範圍は給料生活者の範圍に限定せられてゐるが、その範圍内に於ては制度的に見て割期的なものとしてよい。即ち經費は雇傭主との共同分擔で且つ概ね雇傭主の側に重く、國家も經費の一部を負擔してゐる。特にスペインの例を見ると、その家族手當制度はフランコ政府の新指導精神によつて一九三八年六月再建された社會事業協會が國內戰後の緊急課題たる出生率向上の目的を第一として着手した最初の仕事で、制度方式の如何は別とし人口政策的意義は茲に於いても極めて明瞭である。同國の制度は別途に家族手當支給の途ある國・州・大都市等を除き、賃金及び俸給取得者の凡てに適用されており、實施後の好成績は今一九四一年二月その手當率を倍加するに到つてゐる。(改正規定は過去に廻り效力を有す。)

(3) 賃金政策として一新せるイタリー

併し家族手當制度の社會保險化的傾向の好例とされてゐたイタリーが、前述の如く、昨四〇年の改正により却つて純粹の賃金政策たる新しい型に徹底したことも注目すべきで、全經費は雇傭主の負擔となつたのみならず、國家の一部經費負擔も停止せられた。經費調辨の方法は從來通りの工・商・農及び銀行保險業の四部門別の金庫の外に更に統一金庫の制度が設

けられたが、右各部門間の補償清算の目的をも顧慮の上制定せられた雇傭主の賃金率を掲ぐれば次の如くである。

産業部門
全給料に對し

工業 8.00%

商業 6.25%

自由職業及び藝術 6.25%

農業 一勞働日に付一・五〇リラ

勞働者 8.00%

使用人 8.00%

銀行及び保険業 二二・七五%

公立銀行 九・二五%

其の他の銀行、仲介業者 八・二〇%

代理業者等 九・七〇%

保險業 一〇・六五%

特許商品賣店の質借人 八・六五%

收稅所 一〇・六五%

支給手當額については新改正による變化を見なかつたが被儲者は賃金免除の割合だけ收入増となつたわけであり、更に本年五月以降には労働者に

對し妻手當の三〇%、兒童手當の四〇%の増額が行はれた。戰時物價騰貴に對する賃金政策たる意味は明かだが、とはいへ舊時に見る如き資本家の

資本家的打算のみから出發したものではなく、その點スペインの例にも見

る如くファシズムの政治理念が產み出した家族手當制度の一方式と考ふ

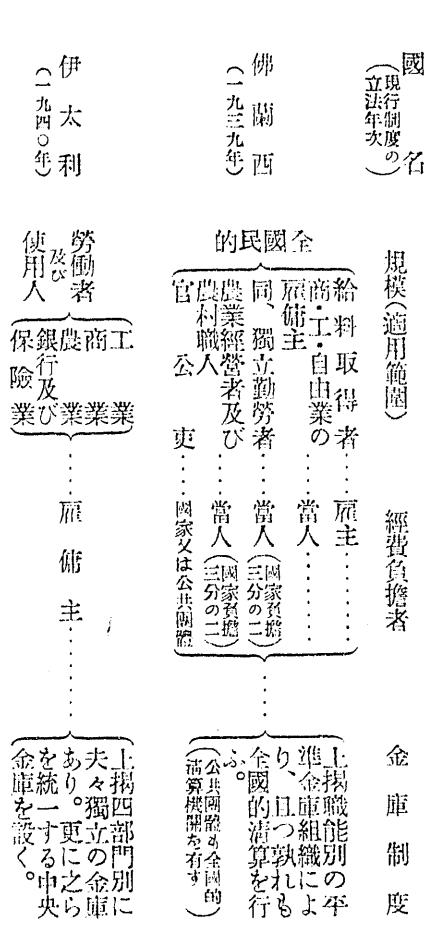
べきで、全資本家群を國策的賃金政策の方向に一致せしめたことを伊太利

當路者は自讃してゐる。

(4) 全國民的家族手當制度の獨逸式方式

最後に、經費の全額を國に於て負擔するニュージーランド及びニュー・サウス・ウェールズの制度も亦一つの型式を示すものであるが、極めて低收入の家族にのみ適用されてゐる現情では人口政策といふよりも寧ろ社會的救護事業の範疇に屬せしむべきものと思ふ。さういふ國家的扶助金といふ意味では所謂家族手當なるものの通念を超えるがその實質に於いて之に相應するものである上掲獨逸の兒童扶助金制度を擧ぐべきで、その規模の全國民的なる點に於いて、特にその人口政策的考慮の開明顯著なる點に於てフランスの家族手當制度と並び家族負擔均衡方策の二大制度として好対照を爲すものといへやうかと思ふ。制度としての上下優劣については茲に問題としないが、共にその歴史的沿革と國情とに應じて發展せられた大政策として充分に敬意を表するに足るものであるはいふ迄もない。

終りに佛・伊・西・獨の四國を代表として、最近に於ける強制家族手當制度の諸類型を一覽的に表示すれば次の如くである。



| | | | |
|---------|----------|-------------|----------------|
| 西班牙 | 勞働者及び使用人 | 勞働者及び主 家 | 雇傭による。國民金庫 |
| (一九三八年) | | 國家 | 國民所得再分配 |
| | | 所得 | の中権機關たるべき「ライヒ家 |
| | | 稅 | 族金庫」設定の |
| | | 失業保険掛金による種 | 計画あり。 |
| 獨逸全國民的 | | | |
| (一九四〇年) | | | |

各國家族手當制度に於ける手當額一覽

現行各國強制家族手當制度に於ける手當額を各國別に表示すれば以下の如くである。(別記の年齢は受益子女の最高限年齢を示す。括弧内は學業繼續等の場合)

| | | | | |
|-----------------------|----------------------------|-----------------------|--------------------------|------|
| (イ) ベルギー | (月額、単位フラン) 一四歳(一八歳労働不能の場合) | 第一子 第二子 第三子 第四子 第五子以降 | 四・二〇 三・九〇 三・九〇 三・九〇 三・九〇 | |
| 給料所得者 ⁽¹⁾ | 三・九〇 | 三・九〇 | 三・九〇 | 三・九〇 |
| 非給料所得者 ⁽²⁾ | 一五・〇〇 | 三・九〇 | 三・九〇 | 三・九〇 |
| (1) 一九三八年一月二六日の法令 | | 三・九〇 | 三・九〇 | 三・九〇 |
| (2) 一九三七年一月二二日の勅令 | | 三・九〇 | 三・九〇 | 三・九〇 |

(ロ) 伊太利 (單位リラ) 勞働者 使用人

| | | | |
|-------------|----------|---------|----------|
| 一子二及び三子四子以上 | 一八歳(一六歳) | 妻 | 一八歳(一六歳) |
| の家族の各二子に付 | | (母に付) | |
| | | 兩親 | |
| | | (その人に付) | |
| | | | |

十三子以降は一子毎に一律五〇ペセタの増額となる。
(備考) 本表數字は一九四一年二月三日付法令により倍加せられたる手當率なり。

(ニ) フィンランド
一四歳(一七歳)

第二子 第三子以降

縣平均給料の

一〇%

(各) 二〇%

(備考) 外に第一子に對する出生賞與金、特に都市に住む給料生活者について
は「家庭に在る母への手當」の制度あり。

(ホ) その他の諸國(非累進制のもの)

支給開始の子女

手當額

(母に付)

五ペソゴ

ゴ

ゴ

ゴ

ゴ

ゴ

ゴ

ゴ

ゴ

ゴ

ゴ

ゴ

ゴ

ゴ

ゴ

ゴ

ゴ

ゴ

ゴ

ゴ

| ハングリー | 一四歳 | 第一子 | (月) 二五ペソ | 手當額 |
|--------------|--------------|--------|-----------|--------|
| チリ | 一八歳(労働不能の場合) | 第一子 | (月) 二五ペソ | (母に付) |
| ニュージーランド | 一六歳(労働不能の場合) | 第三子 | (週) 四シリゾグ | |
| ニューサウスウェールズ | (一) 一四歳 | 第三子 | (週) 五シリゾグ | |
| 保び及行銀 | | | | |
| 公立銀行 | 一〇〇・〇〇 | 一〇五・〇〇 | 一一〇・〇〇 | 七〇・〇〇 |
| その他の銀行、仲介業者等 | 五・〇〇 | 六・〇〇 | 七・五・〇〇 | 四・五・〇〇 |
| 保険業者代理人 | 五・〇〇 | 六・〇〇 | 七・五・〇〇 | 四・五・〇〇 |
| 貸借人商品販賣所の | 三・〇〇 | 三・五・〇〇 | 四・五・〇〇 | 三・〇・〇〇 |

〔一〕 人口研究及社會計畫委員會の設立

- (一) 手當額は賃金總額と支給總數とを對照の上毎年次年度分を決定するものとす。
 (二) ニューサウスウェールスに於ては手當額は所得と通算して法定最低賃金(週三磅八先六片)を超ゆるやむ得ず。ニーランドに於ても同趣旨の制限あり。
 (三) 未丁年子女中の第三子をも。なほ戦後には「家賃支拂證券」を以て第一子及び第二子による兒童扶助金を交付する規定あり。

〔附記〕 本稿中特に家族手當制度に関する資料は主として International Labour Review, Suziale Praxis, Deutsches Arbeitsrecht 等の最近の諸號所載の論説及び資料を參考にしてきたもので、特に概観的論説中比較的最新のものとし

C. Hoffner : Recent Developments in Compulsory Systems of Family Allowances (Int. Labour Review, No. 4, 1940)

又、所謂家族手當制度なるのの理解については前人日問題研究所企畫部長 L. よく所が多い。

北岡壽逸氏稿「家族手當制度」(經濟學論集第十卷第一號)により啓發せられた所多大である。

今世紀の二十五年迄出生率二十代を保持せる北米合衆國が爾後急激なる低下を示し、一九三八年一七・九を示すに至り、人口問題に對する關心が相當前から移民問題として、或は人種問題として向かられてゐた合衆國にも、正面から全人口の衰退に對する方策を取り上げざるを得なくなつた様である。所でアメリカ合衆國には包括的に之等人口現象を把握すべき指導研究調査機關はなく、統計局とか、或は農林省とかの各々分離せる機關に於て、個別的に調査研究されてゐたのであつて、何等か統一的機關設置に對する要望は人口現象の示す危機と相俟つて發せられるに至つた。其所で、之迄社會現象に關する調査研究機關であつた北米合衆國經濟社會企畫協會は、社會企畫的見解の下に人口趨勢を調査すべく、特別委員會を設ける事になり、フランク・ロリマー(Frank Lorimer.)を會長とせる人口研究及社會計畫委員會を設立するに至つた。人員構成は委員長以下十七名であり、この中にはトムソンやウェルプトン、コイル等の名が見えてゐる。

- 先にエスデン人口委員會に於て爲されたる調査、研究の成果をミユルダール夫人が國際聯盟の機關誌に發表してゐるが、其の翌年、即ち一九四〇年彼女の夫、ストックホルム大學教授グンネル・ミヨルダール氏は、
- 〔一〕 人口研究及社會計畫委員會の設立
 - 〔二〕 アメリカ合衆國に於ける移民政策
 - 〔三〕 北米合衆國に於ける人口趨勢と將來人口の計算
 - 〔四〕 人口政策に對する動向
 - (イ) 量的人口政策に對する動向
 - (ロ) 質的人口政策に對する動向
- 北米合衆國に於ける人口政策の動向